

2022年11月10日

三井住友信託銀行  
年金信託部

## INDEX

### 【確定給付企業年金】 民法改正に係る消滅時効に関する取扱いについて

## I. 消滅時効に関する見直しについて



### POINT

- ✓ [2020年2月12日付年金ニュース](#)にて、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に伴う規約変更についてご案内しておりますが、改正後の消滅時効の取扱い(実務)の解釈に一部不明な部分がありました。今般、厚生労働省から実務上の取扱いについて回答が得られましたのでご案内いたします。
- ✓ なお、法改正後の消滅時効が適用される対象者は、法改正日である2020年4月1日以降に加入した者となります。喪失日が2020年4月1日以降であっても加入日が2020年4月1日前の場合には、法改正前の時効が適用されます。
- ✓ また、[2020年2月12日付年金ニュース](#)にて、一部のお客さまについては法改正に伴う規約変更が必要である旨をご案内しておりますが、本件について特段追加の手続きはありません。

#### 【内容】

- 民法改正後の消滅時効について、実務上の取扱いが明らかとなりました。
- 主に次の点について確認しています。

➢ 「知った時」「できる時」  
消滅時効の起算日として「知った時」「できる時」という2つの時点が設けられたが、実務上どの時点が該当するか

➢ 経過措置  
法改正前からの加入者(または受給権者)について、法改正前後いずれの時効が適用されるか

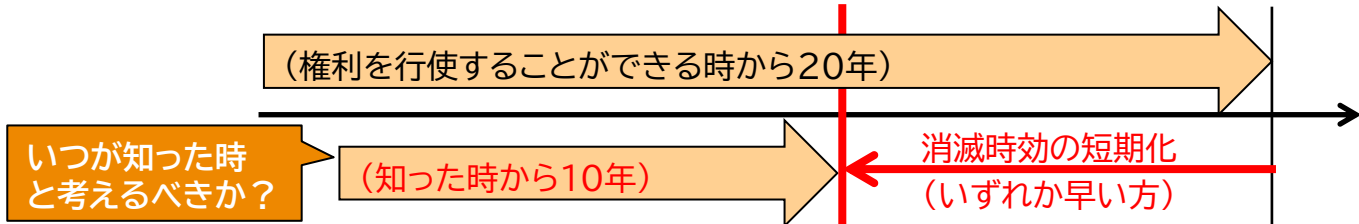
## Ⅱ.消滅時効の取扱いについて

- 主な改正内容及び取扱いは以下のとおりとなります。
- 詳細及び厚生労働省に確認した事項については、[民法の改正について\(消滅時効\)](#)をご参照ください。

### 主な改正内容

- 消滅時効の期間において、『権利を行使できる時(客観的起算点)から』という従来の起算日の考え方に加え、『権利を行使できることを知った時(主観的起算点)から』という起算日の考え方が追加されました。

<例> 受給権者より、年金の裁定請求がなく、手続きが滞っている場合(基本権(年金)の場合)



		実務上の取扱い
給付	基本権(年金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各期の支払いができることを受給者が<b>知った時</b>から<b>10年</b>、または各期の支払いが<b>できる時</b>から<b>20年</b></li> <li>・たとえば、第3回以降の支払いが未払いである場合、第3回の支払いができることを知った時から10年、または第3回の支払い期から20年</li> </ul>
	支分権(年金) 一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各期の支払いができることを受給者が<b>知った時</b>から<b>5年</b>、または各期の支払いが<b>できる時</b>から<b>10年</b></li> <li>・たとえば、第3回の支払いが未払いである場合、第3回の支払いができることを知った時から5年、または第3回の支払い期から10年で第3回の支払い分は消滅時効となる。一時金も同様</li> </ul>
	「知った時」「できる時」 (消滅時効の起算日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主等が<b>基本的に支給日について「周知している」ため、「知った時」「できる時」ともに支給日</b></li> <li>・「周知している」とは、給付のための事業主等からの手続き案内(支給日の記載あり)は「周知している」に該当する可能性は高い(※)</li> <li>(※)知った時(主観的起算点)について、具体的に何を行うことで相手に知らしめたといえるかは、具体的な訴訟となって裁判所が判断するため一概には回答できないとされている</li> </ul>
	経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>加入日が2020年4月1日前(=民法改正前)の者は法改正前、2020年4月1日以降の者は法改正後の時効を適用</b></li> </ul>
過払金	過払金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、死亡の事実を知った日から5年、または過払いとなる支払いを行った日から10年</li> </ul>
掛金	掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付期限の翌日から起算して5年</li> <li>・事業所単位で時効を判断。DBの実施事業所になったときが2020年4月1日前であれば法改正前、2020年4月1日以降であれば法改正後の時効を適用</li> </ul>

### Ⅲ.規約変更が必要なお客さま

#### 【規約変更について】

- 規約変更の要否については、[2020年2月12日付年金ニュース](#)でご案内の内容から変更ありません。具体的には、下表パターンA～Cに該当する場合(＝現行のDB規約が民法引用をしていない場合)のみ規約変更が必要です。
- 規約変更が未済のお客さまにつきましては、必要に応じて弊社営業担当者までご相談ください。手続き等は同ニュースでご案内の内容から変更ありません。
- なお、弊社では時効にかかる解釈がDBと民法で相違する法的リスクを避けるため原則はDB規約での民法引用を推奨しております。現在、民法引用されていないお客さまにおかれましては改めて民法引用への切り替え(下表パターンAの採用)をご検討いただけますようお願いいたします。

【規約変更が必要なお客さま】… [2020年2月12日付年金ニュース](#)P2から抜粋。

消滅時効にかかる規約の定めにより、下表のいずれかに分類されます。

		パターンA	パターンB	パターンC
変更前	規約の定め	民法引用ではない		
	消滅時効の取扱い	民法の扱いと同一		民法の扱いと異なる
変更後	規約の定め	民法引用にする	民法引用にしない	
	消滅時効の取扱い	民法の扱いと同一		民法の扱いと異なる(※)

(※)パターンCは変更後の消滅時効の定めを改正後民法の消滅時効よりも時効期間を長く設ける場合です。

#### <本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3063



<a href="#">年金ニュース バックナンバー</a> (↑クリックで表示)	<a href="#">ペンションジャーナル マーケットコラム等</a> (↑クリックで表示)	<a href="#">三井住友信託銀行 公式HP</a> (↑クリックで表示)
--	--	---